豊島區政ニュース

昭和25年1月10日
第11號

新年特集號
發行所
豊島區池袋一丁目六四二番地
豊島區役所
編集
企畫室 松澤鶴之助
電話大塚(86)1006・1101—5
印刷所 新日本印刷工業(株)

年頭の辭

豊島區長 **須藤喜三郎**

乾坤一轉、歳こゝに改まり昭和二十五年の新春を迎え誠に御同慶に堪えません。

回顧すれば、昨年本區に於ては區廳舍の新築落成を始めとして小學校を人口一萬一校主義を實現し、中學校は八校となり、區役所出張所の新築も相次いで行はれ、民生館の移轉建築も起工式を終了し、その他綜合運動場の完成を始め土木、建築、衛生、經濟等に至るまで、大方豫定のコースを前進し得たことは、これ偏に名譽ある區議會を中心とする全區民各位の眞摯なる御協力の賜と深く感謝するものであります。

然り本年も、本區政に於ては昨年に勝るとも劣らざる多事多行を約束されて居るのみならず、國際的には國民渇望の講和條約が正に締約せられんとし一方國内的には經濟自立態勢確立の爲に中央地方を通じて行財政の上に劃期的な大革新が斷行せらるべき樣相が相迫つて居ります。

思うに、私は個人としては、報德を二宮尊德に仰ぎ、至誠を中江藤樹に學び、義行を佐倉宗吾の如くに在り度いと念願しているものであります。

更に國民的主張としては、第一に自由思想を基調とする調和主義を提唱し、第二に萬民擧つて國際的水準に立脚する優良物心の工夫創造のため渾身の努力を傾注し、且以上の兩者共日本再建乃至復興とかたき連結するものでなければならないと信ずるものであります。

願はくば江湖の諸彦！共感同意せられんことを。

終りに區民各位の御多幸と御健康とを御祈り申上げ、併せて區政への御協力を懇願致し年頭の辭と致します。

年頭の挨拶

區議會議長 **田村福太郎**

原子爆彈を抱いたまゝ民族再建第五回の新年を迎えるに當りましていさゝか私の所感を申述べ區民各位に敬意を表したい と存じます。

國民として嬉ぶべき視察日のある毎に殊に冬季何時もしのばれますのは酷寒のシベリヤに虜囚の生活を送つている殘留同胞とその留守家族の上であります。本區に於きましてもまだ二百九名の未歸還者がありますこの方々の留守家族は如何にして新春を迎えられたかを考へます時御屠蘇のほろにがきを覺ゆるのであります。

昨年の引揚に際して得られた情報によれば引揚同胞はソ連内で民主教育をほどこされております。その教育の成績は皆樣既に新聞紙上で御承知の通りであります。

一昨年十二月國際連合總會が世界人權宣言を採擇しその精神は普遍的に承認され支持されているにかゝわらず我が同胞の非人間的な待遇をうけていることは感情の領域を越え人道上の問題であり、全人類の問題であります。幸にして世界の同情が集りつゝありますが、同胞引揚促進運動に一段の努力を拂ふと同時にソ連當局の理解ある考慮を切望するものであります。

終戰後初めて昨年に入り食糧事情を始めとして經濟全般も漸次安定し社會秩序も次第に回復の途をたどり、とくに總司令部の盡力によつて我國の國際會議への出席、通商貿易の再開等事實上國際的な待遇も向上して參りましたことに對し心强く思うと同時に對日理事會構成諸國に感謝の意を捧げるものであります。

新春早々アメリカ極東政策の立役者ジェサップ大使及びカナダ外相二月には米三軍の首腦部の來訪が傳へられております。隣國中共の擴大に從い歐洲第一主義の米政策も漸次アジアに指向されて來た樣に思はれるのであります。

本年の最大問題は何んといつても待望久しき講和條約の締結であると思うのであります條約と同時に永世中立國の先驅としてのスイスの樣に日本が進むのにはまだ相當の日時を要すると思うのであります それはスイスは武裝せる中立國であり日本は丸腰の中立國であります。その上國民が中立を守り通すために拂つて參りました努力というものは生まやさしいものではないのであります。スイス國民の生活水準の高いのはいつに國民の勤勉さを證明するものであります。本年たとへ條約が締結されても自立の中立國たる資格がないのであつて國民は條約を支へるだけの力を集結させて行かねばならないのであります。

戰爭の歷史であるから次代の戰爭も避けられないという宿命論に耳をかさず人間の歷史は人間がつくるのであるから戰爭を繰返さない歷史をつくるという大きな問題に取組む必要があると思うのであります。そのためには我々は從來より以上の努力を拂ふことを覺悟しなければなりません。

ひるがへつて區政の歩みを見ますとき相當大きな問題も幾多解決して參りましたが今後殘されている問題に對しましても本年は區理事者と共に全力をあげて之が解決に當る覺悟であります。

これがためには我々區民の代表たる議員は一段の區政研究に意をもちい區民各位の御期待に添ふべく努力いたしますことを年頭に當り御誓い申上げ私の挨拶といたします。

養護學園の成果

本區々營に係る學童の養護施設である竹岡養護學園は昭和二十一年發足以來順調なる足取を經て舊臘十三日第十一回の卒業生を送つた。由來同學園の合理的經營は益々その成果を擧げ、參加兒童の健康度に關する諸統計に驚異的數字を示しつゝあることは愈々同學園の意義を深からしめている參加兒童も回を重ぬる度に增加の一途を辿り、今回の五十一名參加は既に同學園諸般の事情より收容力の限度に迄達した同學園長は今回の卒業生を送るに際し次の如く語つた。ここに竹岡養護學園第十一回卒業生を送る事になり所感の一端を述べて見たいと思います。本學園は昭和二十一年五月豐島區營として誕生しましてより早くも三年半卒業生も多數送りつつあります。これは兒童健康教育の實踐として喜びに堪えぬものでありまして、豐島區が他區に卒先して此の事業を開始目的の達成に努力して居る事の現れでありまして有志各位の御援力に感謝する次第であります。

何の事業にしても經營難を叫ばれて居る今日、健康教育上にも種々の困難がともないまして、聞けば他區經營の養護學園では兒童が集らない爲に非常な支障を來たし一時休止の狀態にある所もあるのでありますが、豐島區の本學園では收容兒童が回を重ねる毎に增加し遂に五十一名に達したのであります。食糧事情の關係でこれ以上は收容出來ないとゆう兒童數が集つたのでありまして、本學園兒童募集に御援助と御協力をいただいた有志各位に厚く厚く御禮申上げる次第であります。

御承知の通り竹岡村は都心を一〇〇粁はなれる南房總の西岸に位置し、風景の美に勝れ四季の溫和な氣候に惠まれ、且空氣の清明さと乾燥した地質等は健康地としての好條件たるものばかりであります。加うるに新鮮な山海の食糧が豐富に供給されて居るのであり、兒童達の心身の發育に偉大なるものを與えつつあるのであります。

兒童生活の受入れ地である竹岡村は全村一致して歡迎され御援助をおしまない現狀であり、これ又有志各位に深甚の感謝の意を捧げるものであります。今兒童達の生活振りを顧みますと健康度の增進に見るべきものがありまして體重の順調な增加は勿論のこと明朗な生活から來る溢れるような元氣さ、体力の向上を物語るかのような作業後の疲勞感の減退及罹病者數の減少等兒童達は確實に健康教育の目的を達成しつつあるのであります。本學園今學期の目標が健康度の測定という事でありましたが職員は多忙な日課に追はれながら努力致して居るのであります。

健康教育という事が高く評價批判される時、此の事業發展の爲に今後とも有志各位の御指導を賜りたいと存じます

◉區政のうごき

十二月二日　土木委員會
〃　五日　幹事長會
〃　七日自治振興委員長會
〃　八日　教育委員長會
〃　九日　定例議長會
〃　十日　各派幹事長會
〃　十五日　議長會
〃　十六日　財務委員會
〃　十七日　ブロック協議會
〃　十九日　經濟委員長會
〃　二十日　社會事業委員會
〃　二十二日　文化委員會

學校防衛に萬全の備

戰災に依り潰滅に瀕した本區學校施設も寺院、演藝場或は青空教室といふ惨狀より漸次開放され、學校施設に依る併置教育より更に進んで三部二部授業へと復舊改善を遂げ今や都下に卒先して二部完全復舊を目して努力を傾倒しつゝあるが、又一面校具、教材の諸設備に至つては、公財政の窮迫より今にして區民の淨財に依り之が擴充を企圖しつゝある現況である。此の秋に當りこれ等諸施設を如何にして保全するかは緊急不可欠の重要なる課題と言はなければならない。本區に於ては之が一助として曩に管下各校に對し警報機を設置して非常時態に於ける周知手段を講じたのであるが、今回更に區長、消防署長、各警察署長並に關係學校長、PTA會長の連名で學校隣接區民の緊急時救援に關する委囑をを懇請することゝとなつた、これが爲舊臘地區擔當課長、關係學校長に於て各戸を歷訪、既に各校三〇名乃至七〇名總計約三千名の御快諾を得るに至り、學校防衛の完璧を期し得た。

僕も私も今年から學校

年明けて待ちに待つた進學の年を迎えた子供さんは昭和十八年四月二日生から昭和十九年四月一日生までの方達です本區では各出張所を通じ當該保護者から就學調査書の提出を求め、十一月末日を期して適齢兒童の調査を進めておりましたが、此程その集計が完了しました。その結果三六五二名といふことになりました方は豐島區役所教育課へ直接御申出下さい。

この調査書の提出は私立學校入學を希望される方、病氣其の他の都合で入學出來ないと思はれる方でも一應御提出を願うことになつて居りますから、可愛御子様の爲未申告の方は豐島區役所教育課へ直接御申出下さい。

和二十四年度就學兒童の三九〇〇名に比し又、本區人口の增加率から見ても相當の申告漏れが相像されます。

子供さんたちの遊園地

區内に十六ヶ所平均二〇〇坪程度の、敷地を選んでこれに外さく、砂場、ブランコ、植樹等設けた、小供の遊場を作る事となつた。

これは先に、文化、社會事業、土木各委員會に於て大体場所の選定を終り、目下工事準備中である。

豫定場所は次の通りである。

豐島區駒込三丁目四二一　妙義神社
〃　巢鴨五丁目一一一三　眞性寺
〃　西巢鴨二丁目二、〇八五　天祖神社
〃　西巢鴨三丁目六一六　都營住宅
〃　堀ノ内三五　稻荷神社
〃　池袋一丁目一三　私有地
〃　日の出町三丁目九　私有地
〃　雜司ヶ谷町三丁目二六　鬼子母神
〃　高田南町一丁目一九九　蓮河川敷
〃　池袋七丁目二、〇〇〇　都有地
〃　池袋五丁目三〇三　氷川神社
〃　池袋二丁目一〇五三　都有地
〃　要町二丁目四一　辨天社
〃　長崎一丁目二八　長崎神社
〃　椎名町三丁目一九〇七　私有地
〃　椎名町八丁目四、〇〇〇　蓮製管工場

外國人登録証明書について

今回外國人登録令が改正されて外國人登録證明書がかわります。

外國人（朝鮮人台湾省民を含む）各位は

一月十六日から一月三十一日までの間に

各自現在使用の登録證明書と最近六ヶ月内にうつした寫眞二枚（滿一〇才にならない人は寫眞はいりません）をそえて現居住所の區役所出張所にあたらしい登録證明書の交付を申請して下さい、登録申請の用紙は區役所、出張所にそなへてあります。

期間内に手續をしないと處罰され國外に退去させられますから、必ず忘れぬよう願います。

國旗を立てよう

國民の祝日は新日本のシンボルである。敗戰より既に四年の年月を過て來たが、いまだに國民の祝日の意義が徹底せぬのみか、國民として最も大切な國旗を掲げることすら稀であるのは、まことに遺憾なことである。日本國民たる者、先ず民主々義國家である新日本の國民であるという自覺の上にたち、國家象徴する祝日を愛し、祝日をして意義あらしめるために、祝日の趣旨を徹底させる運動を起し、この運動を通じて道義の昂揚を計ると共に、憂慮すべき青少年の不良化防止に寄與させなければならぬ。

マ元帥も、國旗の自由無制限掲揚を許可されている。この感激を無にすることなく、祝日の意義を徹底すると共に祝日には必ず戸毎に國旗の掲揚を行うために、本區においては、都の國民の祝日趣旨徹底運動に協力、强力な推進を計ることになつた。

それと共に、國旗を焼失した人々のために、優良にして廉價な國旗の入手出來るよう措置をとることになつている。

納税に御協力下さい

私達豐島區民が納める都税と區税は、去る十二月十日に皆様に配つた都民税の切符でひと先づ、二十四年度分は終つたと云ふところでありますが、全部でどのくらいの税金を納めねばならぬか、次に主な税金を都税區税とに分けて見ましょう。

都税の部（單位千圓）

都民税	四四、五五八圓
地　祖	二六、三一六
家屋税	一四、八〇三
事業税	一四六、一三七
特別所得税	七、五六二
自動車税	一〇、六九三
不動産取得税	一五、三八七
原動機税	一四、七一〇
廣告税其他	三二九
計	二九〇、一九〇

であります、これを十二月一日現在の世帶數五二、〇〇〇で割つて見ると一世帶が五、五八〇圓となりまた、二〇〇、〇〇〇の人口一人當りの額は一、四五〇圓になります。

區税の部（單位千圓）

地祖附加税	一八、八七三圓
區民税	一六、五一六
自轉車税	四、六七一
荷車税	三五五
金庫税	七九〇
使用人税	一七六
犬　税	八一二
不動産取得税附加税	五、五一五
遊興飲食税	一四、七一〇
計	四七、七〇八

であつて一世帶當り九一七圓一人當り二三八圓と云ふことになります。つまり私達豐島區民の一世帶の税金は六、四九七圓で一人當りの税金は一、六八八圓となるわけであります。

つぎに納税成績について申しますと期日迄に完納される額は六割弱と云ふ程度であつて殘り四割は整理に依つて納税されて居ります現狀でこれは東京都二十三區中でも最中ずつと下の成績でお互ひに自慢にならない話であります、家庭でも會社でもいろいろの事情がありませうが、これからは納税準備預金の會などもつくつてぜひとも納期内完納に御協力していたゞきたい。

◎工業統計調査

申告は一月二十日まで

昭和二十四年度工業統計調査は例年の如く十二月末日現在で實施されますから該當事業所の業主の方は一月二十日までに必ず申告して頂きたい。この調査は我が國の工業全般に亙る實情を詳細適確につかむと共に將來の對策に絶對必要であつて特に本年行われる世界センサスの下準備的意味も含む重要な調査であります

この調査に該當する事業所は昭和二十四年中に製造又は加工を主業とする事業所及び特に定められた修理業（一般の消費者や使用者でなく產業的使用者から機械器具の修理を委託せられる事業所）を主業とする事業所であります調査票は所轄出張所より各該當事業所に配付しますがもし屆がない場合は出張所或は總務課統計調査係に申しでて下さい尙調査票は製造工業が黑刷修理工業が青刷となつています。この調査はいうまでもなく指定統計であり資材配給徴税等には關係なく調査の結果は統計以外の目的には絶對使用を禁ぜられているから正確にありのまゝに申告して頂きたい不正申告は嚴重に取締る旨GHQ當局も强調していますから御注意して下さい。

東京都生業資金貸付狀況

初めての誘みと申込條件に繁雜さがあつたゝめか、殺倒するのを恐れた當局にも三百四十件と云う意外の口數であつた。主として民生委員が調査に當り、地區審査會に之を諮つて次のように貸付決定を見た。資產の多い經濟力豊かな分と調査員の意見に基いて、之が適格を審査し、都審査會かけたが、異情なく決定したものである。

申込件數	三四〇件
割當金額	
一、二二七萬圓	
五萬圓まで138件	六八九萬圓
三萬圓まで180件	五三八萬圓
計 三一八件	一、二二七萬圓

結局貸付不適格は二十二件であり、殘（差）額は皆無だつた。でこの貸出事務は師走半ば豫定通り十二月十二日から五日間に亙つて殆んど終了を見て、生計を保つべく更生の意氣に燃えた區民の文字通りの生業資金として大いに効果を擧げ得たものと思はれる尙お之が利子は日歩二錢五厘で年歩としては九分一厘の廉價であり最初の一年は無利子で據置を云う格安のものであり余りに徹底しなかつたゝめかメ切後足を運んだ區民も相當あり、次回に行わるゝ場合はそれこそ門前市をなすの盛況を呈することゝ想像される

在外公館等借入金確認請求について

終戰後日本の在外公館或は自治團体などが外地在留邦人から借入れた資金について、その資金を提供した當時の引揚者に正式に確認を行うよう手續をとつてもうことになつた。十二月二十日に政令が公布されて即日事務開始となり本年の三月十八日まで受付けることとなつている。之は外務省が國の債務として承認し借入金確認證明書を交付することであり、實際の支拂時期方法は別個の法律で規定されて單に債務を確認するに止るだけである。區に於て添付物として證據書類等の提出を求め正副三通の請求書を本人から提出せしめるにあり、豫想したところ之が該當者は各區とも引揚者數の四分の一程度はあると思はれ、何分にも期間が長いだけにユックリと證據書類の整理を行い一括して不備の點少く期日までに必ず提出していたゞきたい。

公營質屋設置について

庶民生活の窮狀に進み、勤勞者を對象にして低利で貸付ける公營質屋の設置を計畫している。凡そ三十五軒もある民營質屋としては地域的に難澁を來して或る脅威ともならうが、區内に未だ一軒の公營質屋の存在しないことは情ない狀態で、目下民營にして公營を希望するもの、或は戰前公營にして現在休業又は停止中のもの、倉庫の存在するところなど調査を重ね、出來れば各警察單位に一ヶ所程の公營質屋設立を望みつゝある。都としても年内に二十ヶ所の設置を要求して之が予算面の獲得に遊す模様なので區としても大いに之が實現に邁進せねばならないと考えている。

法律結婚相談について

本年度からは之が事業の擴充强化を圖つて大いに區民に貢献したいと思います。既に去る夏行つた法律相談に於ても、かゝる催しの如何に區民から重寶がられたか云々するまでもないことであり、社會奉仕の一環として資源があれば毎月一回の相談事務實施は續行して行きたい意向に燃えている。

◎ 區立雜司谷中學校長

教育調査團に參加渡米

今回我國教育文化の代表三十名がアメリカ政府の招聘に應じ連合軍總司令部の斡旋に依り米國教育調査團として派遣せられることゝなつたが本區立雜司谷中學校長森一郎氏が一行の一員として全日本中學校長會の推薦を受けて參加することゝなつたことは教育豐島の名に感々光彩を添へ新春の朗報として慶びに堪えない。一行は本月二十九日横濱を出港ワシントンを中心に紐育・ボストン・コロラド洲デンバー市等世界に優越せる教育文化の實態を探り、兼ねて曩に來朝せる米國教育調査團への答禮の意味を含めて後三ケ月の日程を終り歸國の予定である。

昭和二十四年の社會教育を顧りみて

豐島區として、昭和二十四年中に實施した主な事業は、成人教育として、社會學級、婦人文化講座、婦人教育指導者研究會、婦人の日記念講演會等があるし、青少年教育として、子供の日藝能大會、子供話の泉、綠蔭子供會等があつて、その都度、區政ニュースにおいても報道した通りであるが、特に綠蔭子供會については、都下隨一の效果をあげて、民事部、都教育委員會から賞讃を受けた。

本年は、社會教育法の實施された記念すべき年で、本區においては、區内全家庭にその趣旨を傳えると共に、區としての社會教育面の諸施設、諸施策について、リーフレットにして配布し、その徹底を計つた。

右のほか、本區においては別項の如く、連合軍總司令部から貸與された、ナトコ十六粍發聲映寫機を、成人教育のために巡回映寫し、多大の效果をあげて來た。又、東京民事部豐島讀書室を管理し、連日、多數の人々が利用して來ている。更に、紙芝居、幻灯畫、幻灯機、工作機具等を無料貸出しを行い、多くの利用を得ている。

昭和二十四年中の豐島區の社會教育施策は、主として、行事方面に重點が置かれたが現在では、PTA、婦人團體青少年團体等社會教育團体等の結成が、全區を覆わんとしている時、重大とすべきものは、單なる行事の實施ではなく、圖書館、公民館等、社會教育施設の設置運營に移行すべきであつて、本年中、既に、圖書館の設置準備が實行の段階に向つた。

昭和二十四年を回顧して、昭和二十五年の社會教育施策の重點は、この如く、施設の設置に重點が置かれるであらう。これによつて豐島區の文化面の活動は昂揚せられ、文化豐島建設の道は、更に數段前進せしめられるであろう。

區立圖書館開設準備

圖書醵出運動展開

文化興隆に圖書館の機能の寄與するところ大であることは、衆知のことである。さきに來朝した道日米國教育使節團も、公共圖書館の使命の重大さを喚起し、速かにこれを設置するよう勤告している。

公共圖書館は、社會教育の施設として、地域社會の文化に大きな關連を持つものであつて、理想とするところ、無料開設、自由閲覧制とし、尚レクリエーション施設、集會場等の附置されることが望まれるのである。

本區においては古くから都立西巣鴨圖書館が設置されてをり、永く區民の利用に供されて來たが、戰災により烏有に歸し、その再建設は、目下の都財政では絶望の狀態にあり。まことに殘念なことである。

しかし、文化國化建設に自覺する者は、その儘の狀態で放置することは承知出來ないし、區民の間にも、公共圖書館建設の要望が漸く强くなつて來たので、本區においては文化機能としての區立圖書館建設を決定し、鋭意準備中であるが、その前提として、圖書醵出運動を展開することになつた。

圖書館の機能は、まづ圖書の充實であり、公共圖書館の場合、最少限度、住民一人一册宛の所藏が必要である。しかし、戰災の被害甚大な本區においては、早急にその實現を計ることは頗る困難であり一世帯一册の醵出寄贈運動を展開し、一應、圖書館の開設を見た曉に、更に藏書の擴充を計らんとするものである。

目下、區民の絶大なる協力によつて着々收集中であるが尚、一段の協力が望まれる。

婦人運動の回顧

新憲法の實施により基本的人權の尊重が强調され今まで永い間封建的制度の中にゆがめられてきた婦人の地位が漸く平常に復し各地域にはボッボツ團体の組織が生れ國民文化水準の凹部をなしている婦人の向上民主化の徹底に力をつくしているが本區に於てもこれ等團体の指導者の研究會として二十四年二月六日豐島區婦人協議會が誕生した。以來民法經濟庶民教育文化講座産制等につき講座を開いて人格教養の充實につとめその他家庭内職として人形講習會を開き亦有利な内職斡旋につとめてきた。現在では區役所に報告のあるものだけでも二十一團体をを數えているが未だ未組織の地域があるので二十五年度は全地域に結成の實をあげ婦人の地位の向上文化の發展につとめ民主化の徹底めざして進みたいものである。

社會体育

三月初旬に新憲法施行記念第三回都民体育大會區予選會に依つて區民体育の幕は切つて下された。

予選會實施種目「野球」「庭球」「排球」「卓球」の四種目。推薦種目「陸上」「籠球」「角力」「驛傳」の四種目であつた。中央大會入賞種目には、「籠球」女子チーム優勝し、男子チームは第二位となり、「庭球」女子チームが四位を獲得したので地區對抗成績（二十三區三市三都）は、男子十一位、女子十三位、以上の成績であつたが、本年度は、優勝の榮冠を目指して各選手の奮斗を祈つて止まない。

藝舍落成記念區民体育大會

會は「野球」「庭球」「卓球」「排球」「弓」以上五種目で、參加選手一千五六百名の多きに達し、區内中學校、高等學校生徒、一般男女選手が各種目に出場し、名實共に區民体育大會として、ふさわしい會であつたが、陸上運動會の參加申込が少く、雨天の爲秋に延期したことは、戰後各地區の組織が無く、區民一般の周知方法に一考を要するものと考え將來は体育協會の力を得て、盛大にやり度いものだ。

◎ 夏期体育講習會

「卓球」「水泳」「庭球」三種目の講習會を、昨年初めての行事ではあつたが、各種目共受講者多く、指導者の優秀指導に非常な成果を上げ得たことは、受講者より「本年も開催せよ」の聲が多かつた事により、本年は昨年度以上の計畫をを立てよう。

◎ 區民水泳大會

水泳大會としてはやゝ、時期が、遲かつたが、全米水上大會のら潛か、參加選手の意氣は實に落んなものがあつた。一般女子の出場が少なかつた。學校對抗では、立教中學高校が共に優勝した。

◎ 區長杯爭奪

區民体育大會

年中体育行事の區長杯戰も第三回となり、區民体育受好者に親まれて來た事は、うれしいものである。昨年度區長杯獲得チームは「野球」コメットクラブ、「庭球」望月村松組「卓球」新凡會「排球」中外チームであつた。

「職員バッチ」ができました

併せて職員が内に紀綱の自肅自戒と、外に皆様との信用親睦とを増々もつて擴大致たし健全なる大豐島區行政確立を目的とするものであります。

このバッチは、區職員のみが用いるもので、それぞれに番號が銘記してあり、この佩用により一見して本區の職員であり而も皆様のよき公僕であることが洩れなく識れる事となつたわけであります。

バッチのスタイルは標記カットの通りで一月一日より佩用致してますから御諒知下さい

此の度び區では、職員バッチを制定いたしました。これは區が一意行政の實を諸るために、區民の皆様方の格別なる御協賛と御援助を期待致し

戸籍届出の様式が一部變りました

一月一日より、出生・死亡・婚姻・離婚届の様式が一部變りました。その主なる點は次の通りです。

（一）出生届

出生當時の母の住所　記入は區まで〻良かつたが町名地番まで書くことになり、その市區町村に住んで居た期間は不要になりました。

（二）死亡届

職業の記載をするほか產業（中分類）の記載をすること例えば大工さんなら職業欄は「大工」產業欄は「職別工事業」となります、またその期間を死亡當時の職業何年何か月その直前の職業に何年何か月その又前の職業に何年何か月と三段階に記入することになります。

出生後三十日以内に死亡した場合には死亡者の出生年月日の外に生れた時間まで書きます。

死亡診斷書の記載には死亡の原因欄には新たに、その他の身体の狀況を記入することになりました。例えば

死亡の原因と直接の關係はないが病的經過に惡影響を與えたと思はれる身体の狀況及び妊婦の死亡は「妊娠何カ月分娩中の死亡は「妊娠何カ月分娩中」產後三十日以内の死亡は「妊娠何カ月產後何日目」と記入すること。

乳兒「生後一年未滿」の死亡で出生時の体重二五〇〇瓦未滿又は妊娠九ケ月以前（九か月を含む）に生れたものであればこの欄に「未熟兒」と記入する。尤も診斷書の記入は醫師がするのですが參考までに書きました。

（三）婚姻届

結婚式前性病の健康診斷書交換の有無の欄が新たに增えました。

（四）離婚届

未成年の子の氏名とその親權者及び夫婦間に生れた子の數には變りありませんが十八歳未滿の子の數は不要となりました。

學童体位の保護對策

國民の体位向上が頻りに宣傳されつゝある今日その遙壁ともいうべき學童体位保護對策こそ誠に緊急要事といはなければならない。

就中實に恐るべき繁殖率を以つて學童の健康を蝕食みつゝある——然も免角等閑に附され勝ちな——寄生蟲の驅除に對して區内全學校兒童に對して檢便を實した、その結果區内兒童一八、六七二名に對して寄生蟲保持者は一四、四二八名で實に七七パーセント强という驚くべき數字を示している。

本區に於ては之が對策の一貫として、斯道の權威者に依頼「私達の周圍から寄生蟲を撲滅致しませう」のパンフレットを作成、寄生蟲の種類繁殖生態、傳播の過程、保菌者に及ぼす恐るべき害惡予防對策驅除方法を網羅して兒童に配付家庭醫學常識の函蓋に資し以て學童体位保護對策の一助としました。

人口動態統計について

戸籍の窓口を通じて見た人口動態統計は次の通りであるが、いま出生について見る時六月現在の豐島區現在人口は十八萬九千三百五十一人であり、世帶數は四萬九千八百九十六であるから、その比率は人口千人に對し一年間に三十九人の赤ちやんが生れ、十世帶につき一人の割でお產があり、そして又一日に十三人半の割で出生していることになる。

本年度に於ける自然增加數は三千四百二名であつて、全國的に見て昨年度は終戰以來最大の自然增加率を示したとして、將來の人口問題に大きな話題を投げかけたが、本年度豐島區の增加率は昨年のそれを更に上廻つている狀態である。

昭和二十四年中における出生數、死亡數、死產、婚姻、離婚等について見ると次の通りである、

○出生數

男　四、四九八人
女　二、三八四人

死亡數

男（一才未滿）　一、五七六人
男（一才以上）　一二四人
女（〃　〃）　一三一人
男（〃　〃）　七六一人
女（〃　〃）　五六〇人

○死產　三〇二人
○婚姻　一、五一三件
○離婚　一七八件

新戸籍用語集【5】

法定代理人

親權者・後見人・特別代理人等がありますが、今親權者について說明して見ますと、

新法が親權について所謂男女平等の立前から大巾の改正を行つたが、その主なる點は

① 親權は父母が共同で行うことであります。舊法では其の家にある父として、父のない場合母と云う樣に家の「わく」に入れて然も父を優先にしたのでありましたが、新法では戸籍が子と別々でも父母は共同で親權を行います。

② 母の行う親權に對して特別な制限をなくしました。舊法では母が親權を行う場合、子に代つて營業をするとか、財產に關することとか特定の事件については親族會の同意を必要としてゐたのですが、新法ではこれ等の制限はなくなり、全く父の行ふ場合と變りがありません。

③ 個々の場合における親權者の定め方を次に擧げて見ましよう。

（イ）養子に對しては、養父母。

（ロ）婚姻中の父母の嫡出子に對しては、父母。

（ハ）右（ロ）の場合父母が離婚するときは、協議で必ずその一方の親權者と定めなくてはなりません。

（二）嫡出子でない子に對しては　母

父が認知をしても依然として母ですが、父母の協議で、又は家庭裁判所で父に定めることできます

（ホ）子が出生する前に父母が離婚をしたとき、母

（ハ）の場合に子の親權を母が行うと協議で定めて、母が離婚により實方に復籍した樣なとき、又は（ホ）の場合、戸簿は父方にあつても、父は親權を行えないから危介ものになる感じですが、實際は氏變更の手續きで母方に入籍させるのが普通です。

嫡母・繼父母の新權は、嫡母庶子・繼親子の親族關係がなくなつた現在當然に親者權でもなくなりました。

年令のとなえ方と年令計算方法について

従來のならわしで、一般に年令を數え年によつて云い表わして居ましたが、一月一日より、年令計算に關する法律（明治三十五年法律第五十號）の規定により算定した年數（一年に達しないときは月數）によつて言い表わすようになりました。

年令は出生の日から、起算し、暦に從つて計算します。普通は、日、週、月、または年で期間をいう場合には、その期間の初日は、その期間が午前零時から始まる時以外は。算入しないのが原則ですが、年令計算については、出生が午前零時でい場合でも、その出生の日を全一日としてその日から起算し、暦に從つて計算します。

年令計算の例

①昭和五年一月一日生れの人は昭和二十四年十二月三十一日の滿了によつて滿二十才に達し、昭和二十五年一月一日午前零時から同年十二月三十一日午後十二時までの間が年令二十才です。この場合滿二十才とは云いません。

②昭和二十四年一月一日生れの人は、同年二月一日午前零時から年令「一か月」となり、昭和二十五年一月一日から「一才」昭和三十年一月一日から「六才」となる

③昭和二十三年二月二十九日（うるう年）生れの人は、昭和二十四年二月には二十九日がないから、暦に從つて、二月二十八日の滿了により三月一日から「一歳」である。同様に昭和二十四年一月三十一日生れの人は同年五月一日から年令「三か月」となる。

④年令は、一か月以上一年末滿の場合は、すべて單に「何か月」といい、一か月末滿の端數（たとえば十五日とか二十日とか）をつけない。同様に一年以上の場合は單に「何歳」と云い、端數の月數または日數をつけない。したがつて、一年以上二年末滿はすべて「一歳」で十五年以上十六年末滿はすべて「十五歳」と云います。

⑤一か月末滿の者に對して日數で云い表します。

豊島區の人口
遂に二十万突破

十二月一日現在

世常	五二、二四四	前月比較増
人口	二〇〇、六六九	前月比較増
男	一〇一、三六六	前月比較増
女	九九、三〇三	前月比較増
	一、〇三八	

再建第五年の新春を祝し
區民各位の御多幸を
お祈り申上げます

昭和二十五年一月一日

豊島區長　須藤喜三郎
助役　木村秀崇
收入役　吉田徹雄

總務課長　佐々木英夫
税務課長　田中陸
民生課長　前島昇
戸籍課長　島田貞雄
教育課長　後藤國吉
經濟課長　山岸徹
豐島區役所職員一同

土木課長　後藤軍一
建築課長　小山秀吉
企畫室主査　松澤鶴之助
區會書記長　金崎政隆
民生館長　梶野登

謹賀新年

（議席順）

區議會議長　田村福太郎
副議長　齊藤知茂
區議會議員　大道彌助
〃　植木三郎
〃　竹内博司
〃　羽賀英一
〃　長島力太郎
〃　眞田吉三郎
〃　木村雄次郎
〃　關敬子
〃　沖貞
〃　村山六松
〃　長汐寅
〃　早川繁太郎
〃　元谷宇吉
〃　森川重吉
〃　丹野虎吉
〃　安井軍治
〃　宮崎辰五郎

區議會議員　新井幸太郎
〃　森茂吉
〃　島田勝太郎
〃　秋元正雄
〃　山下虎雄
〃　北川肆朗
〃　布目德三郎
〃　佐々木千里
〃　今泉清
〃　田島錦吉
〃　森幸二
〃　保刈勝美
〃　池上徹
〃　笠原孫藏
〃　岩崎正治
〃　關口計雄
〃　加藤太一
〃　竹内雷男
〃　杉浦茂